

神戸で愛を育みませんか？

新婚世帯が良好な住環境で新生活をスタートできるように、新居の住居費や引越し費用を補助します。

最大

30万円補助



対象

平成31年1月1日から受付終了までの間に婚姻し、裏面の要件を満たす新婚世帯が対象です。

対象要件や対象費用・手続きの方法については裏面をご覧ください。

受付期間

令和元年6月3日～令和2年3月上旬

※予算に達し次第、募集を終了します。

※受付状況はホームページでお知らせします。

申請・問い合わせ先

申請方法や必要書類など詳しくはホームページまたは下記までお問い合わせください。

建築住宅局住宅政策課

TEL 078-322-0533(直通)

WEB <http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/house/information/kekkon.html>



補助の内容

平成31年1月1日から申請日までに夫婦のいずれかが支出した費用が対象です。

下記の(1)から(4)を 全て満たすことが必要です

補助上限額▶ 最大**30**万円

対象 要件

- (1)夫婦の平成30年の所得を合算した金額が340万円未満であること
※申請時に無職の場合、所得なしとすることができます。
※奨学金の返済を行っている場合は、平成30年中に返済した額を所得から控除できます。
- (2)夫婦の婚姻時における年齢がともに34歳以下であること
- (3)良好な住宅環境に入居すること
(新耐震基準に適合・広さが最低居住面積水準以上)
- (4)申請日より2年間神戸市に居住する意思があること

対象費用

- 新居の住居費(賃料1ヶ月分、敷金、礼金、共益費1ヶ月分、仲介手数料、取得費)
- 引越し費用(引っ越し業者への支払いに要した費用)

手続きの方法

**申請をお考えの方は、
申請先(神戸市役所建築住宅局住宅政策課)までお問合せください。
要件に該当するかの確認や必要書類について説明いたします。**

婚姻届及び転入届(転居届)を提出・受理し、実際に新居への引越しが終った後に、申請書に必要書類を添えて申請先へ持参してください。
※対象となる費用の領収書等が全て揃った時点で申請ください。

申請に必要な主な書類

- (1)婚姻を証明する書類
(婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本)
- (2)新居に移転後の住民票
(新婚世帯全員分、続柄記載有、本籍記載なし、マイナンバー記載なし)
- (3)夫婦それぞれの所得がわかる書類
(平成31年度(平成30年分所得)の所得証明書類。源泉徴収票不可)
- (4)申請する各費用の支払が確認できる領収書
(支払い後に発行される領収書。見積書・明細書のみは不可)

他、住宅に関する契約書等、複数必要書類があります。
詳しくはホームページ掲載の申請案内をご確認ください。